

医薬品インタビューフォーム
日本病院薬剤師会の IF 記載要領 2013 に準拠して作成

慢性疼痛・抜歯後疼痛治療剤

トアラセツト[®] 配合錠「マルイシ」

TOARASET[®] Combination Tablets “Maruishi”

トラマドール塩酸塩／アセトアミノフェン配合錠

®登録商標

剤形	フィルムコーティング錠
製剤の規制区分	劇薬、処方箋医薬品 ^{注)} 注) 注意－医師等の処方箋により使用すること
規格・含量	1錠中 日局トラマドール塩酸塩 37.5mg 日局アセトアミノフェン 325mg
一般名	和名：トラマドール塩酸塩（JAN）、アセトアミノフェン（JAN） 洋名：Tramadol Hydrochloride（JAN）、Acetaminophen（JAN）
製造販売承認年月日 薬価基準収載・ 発売年月日	製造販売承認年月日：2018年 8月15日 薬価基準収載年月日：2018年12月14日 発売年月日：2018年12月21日
開発・製造販売（輸入）・ 提携・販売会社名	製造販売元 丸石製薬株式会社
医薬情報担当者の連絡先	
問い合わせ窓口	丸石製薬株式会社 学術情報部 TEL 0120-014-561 FAX 06-6965-0900 医薬関係者向けホームページ https://www.maruishi-pharm.co.jp/medicalstaffs

本 IF は 2023 年 10 月改訂の添付文書の記載に基づき改訂した。

最新の添付文書情報は、医薬品医療機器情報提供ホームページ

<http://www.pmda.go.jp/safety/info-services/drugs/0001.html> にてご確認ください。

専用アプリ「添文ナビ」で GS1 バーコードを読み取ることで、最新の電子添文等を閲覧できます。

|||||
(01)14987211103610

IF 利用の手引きの概要—日本病院薬剤師会—

1. 医薬品インタビューフォーム作成の経緯

医療用医薬品の基本的な要約情報として医療用医薬品添付文書（以下、添付文書と略す）がある。医療現場で医師・薬剤師等の医療従事者が日常業務に必要な医薬品の適正使用情報を活用する際には、添付文書に記載された情報を裏付ける更に詳細な情報が必要な場合がある。

医療現場では、当該医薬品について製薬企業の医薬情報担当者等に情報の追加請求や質疑をして情報を補完して対処してきている。この際に必要な情報を網羅的に入手するための情報リストとしてインタビューフォームが誕生した。

昭和 63 年に日本病院薬剤師会（以下、日病薬と略す）学術第 2 小委員会が「医薬品インタビューフォーム」（以下、IF と略す）の位置付け並びに IF 記載様式を策定した。その後、医療従事者向け並びに患者向け医薬品情報ニーズの変化を受けて、平成 10 年 9 月に日病薬学術第 3 小委員会において IF 記載要領の改訂が行われた。

更に 10 年が経過し、医薬品情報の創り手である製薬企業、使い手である医療現場の薬剤師、双方にとって薬事・医療環境は大きく変化したことを受けて、平成 20 年 9 月に日病薬医薬情報委員会において IF 記載要領 2008 が策定された。

IF 記載要領 2008 では、IF を紙媒体の冊子として提供する方式から、PDF 等の電磁的データとして提供すること（e-IF）が原則となった。この変更にあわせて、添付文書において「効能・効果の追加」、「警告・禁忌・重要な基本的注意の改訂」などの改訂があった場合に、改訂の根拠データを追加した最新版の e-IF が提供されることとなった。

最新版の e-IF は、(独) 医薬品医療機器総合機構の医薬品情報提供ホームページ (<http://www.info.pmda.go.jp/>) から一括して入手可能となっている。日本病院薬剤師会では、e-IF を掲載する医薬品情報提供ホームページが公的サイトであることに配慮して、薬価基準収載にあわせて e-IF の情報を検討する組織を設置して、個々の IF が添付文書を補完する適正使用情報として適切か審査・検討することとした。

2008 年より年 4 回のインタビューフォーム検討会を開催した中で指摘してきた事項を再評価し、製薬企業にとっても、医師・薬剤師等にとっても、効率の良い情報源とすることを考えた。そこで今般、IF 記載要領の一部改訂を行い IF 記載要領 2013 として公表する運びとなった。

2. IF とは

IF は「添付文書等の情報を補完し、薬剤師等の医療従事者にとって日常業務に必要な、医薬品の品質管理のための情報、処方設計のための情報、調剤のための情報、医薬品の適正使用のための情報、薬学的な患者ケアのための情報等が集約された総合的な個別の医薬品解説書として、日病薬が記載要領を策定し、薬剤師等のために当該医薬品の製薬企業に作成及び提供を依頼している学術資料」と位置付けられる。

ただし、薬事法・製薬企業機密等に関わるもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師自らが評価・判断・提供すべき事項等は IF の記載事項とはならない。言い換えると、製薬企業から提供された IF は、薬剤師自らが評価・判断・臨床適応するとともに、必要な補完をするものという認識を持つことを前提としている。

〔IF の様式〕

- ①規格は A4 判、横書きとし、原則として 9 ポイント以上の字体（図表は除く）で記載し、一色刷りとする。ただし、添付文書で赤枠・赤字を用いた場合には、電子媒体ではこれに従うものとする。
- ②IF 記載要領に基づき作成し、各項目名はゴシック体で記載する。
- ③表紙の記載は統一し、表紙に続けて日病薬作成の「IF 利用の手引きの概要」の全文を記載するものとし、2 頁にまとめる。

〔IF の作成〕

- ①IF は原則として製剤の投与経路別（内用剤、注射剤、外用剤）に作成される。
- ②IF に記載する項目及び配列は日病薬が策定した IF 記載要領に準拠する。
- ③添付文書の内容を補完するとの IF の主旨に沿って必要な情報が記載される。
- ④製薬企業の機密等に関するもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師をはじめ医療従事者自らが評価・判断・提供すべき事項については記載されない。
- ⑤「医薬品インタビューフォーム記載要領 2013」（以下、「IF 記載要領 2013」と略す）により作成された IF は、電子媒体での提供を基本とし、必要に応じて薬剤師が電子媒体（PDF）から印刷して使用する。企業での製本は必須ではない。

〔IF の発行〕

- ①「IF 記載要領 2013」は、平成 25 年 10 月以降に承認された新医薬品から適用となる。
- ②上記以外の医薬品については、「IF 記載要領 2013」による作成・提供は強制されるものではない。
- ③使用上の注意の改訂、再審査結果又は再評価結果（臨床再評価）が公表された時点並びに適応症の拡大等がなされ、記載すべき内容が大きく変わった場合には IF が改訂される。

3. IF の利用にあたって

「IF 記載要領 2013」においては、PDF ファイルによる電子媒体での提供を基本としている。情報を利用する薬剤師は、電子媒体から印刷して利用することが原則である。

電子媒体の IF については、医薬品医療機器総合機構の医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載場所が設定されている。

製薬企業は「医薬品インタビューフォーム作成の手引き」に従って作成・提供するが、IF の原点を踏まえ、医療現場に不足している情報や IF 作成時に記載し難い情報等については製薬企業の MR 等へのインタビューにより薬剤師等自らが内容を充実させ、IF の利用性を高める必要がある。また、随時改訂される使用上の注意等に関する事項に関しては、IF が改訂されるまでの間は、当該医薬品の製薬企業が提供する添付文書やお知らせ文書等、あるいは医薬品医療機器情報配信サービス等により薬剤師等自らが整備するとともに、IF の使用にあたっては、最新の添付文書を医薬品医療機器情報提供ホームページで確認する。

なお、適正使用や安全性の確保の点から記載されている「臨床成績」や「主な外国での発売状況」に関する項目等は承認事項に関わることもあり、その取扱いには十分留意すべきである。

4. 利用に際しての留意点

IF を薬剤師等の日常業務において欠かすことができない医薬品情報源として活用して頂きたい。しかし、薬事法や医療用医薬品プロモーションコード等による規制により、製薬企業が医薬品情報として提供できる範囲には自ずと限界がある。IF は日病薬の記載要領を受けて、当該医薬品の製薬企業が作成・提供するものであることから、記載・表現には制約を受けざるを得ないことを認識しておかなければならない。

また製薬企業は、IF があくまでも添付文書を補完する情報資材であり、インターネットでの公開等も踏まえ、薬事法上の広告規制に抵触しないよう留意し作成されていることを理解して情報を活用する必要がある。

(2013 年 4 月改訂)

目 次

I. 概要に関する項目	1
1. 開発の経緯	1
2. 製品の治療学的・製剤学的特性	1
II. 名称に関する項目	1
1. 販売名	1
2. 一般名	1
3. 構造式又は示性式	2
4. 分子式及び分子量	2
5. 化学名（命名法）	2
6. 慣用名、別名、略号、記号番号	2
7. CAS 登録番号	2
III. 有効成分に関する項目	2
1. 物理化学的性質	2
2. 有効成分の各種条件下における安定性	3
3. 有効成分の確認試験法	3
4. 有効成分の定量法	3
IV. 製剤に関する項目	4
1. 剤形	4
2. 製剤の組成	4
3. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意	4
4. 製剤の各種条件下における安定性	5
5. 調製法及び溶解後の安定性	5
6. 他剤との配合変化(物理化学的变化)	5
7. 溶出性	5
8. 生物学的試験法	7
9. 製剤中の有効成分の確認試験法	7
10. 製剤中の有効成分の定量法	7
11. 力価	7
12. 混入する可能性のある夾雑物	7
13. 注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報	7
14. その他	7
V. 治療に関する項目	8
1. 効能又は効果	8
2. 用法及び用量	8
3. 臨床成績	8
VI. 薬効薬理に関する項目	9
1. 薬理学的に関連ある化合物又は化合物群	9
2. 薬理作用	9
VII. 薬物動態に関する項目	9
1. 血中濃度の推移・測定法	9
2. 薬物速度論的パラメータ	11
3. 吸収	11
4. 分布	11
5. 代謝	11
6. 排泄	11
7. トランスポーターに関する情報	12
8. 透析等による除去率	12
VIII. 安全性（使用上の注意等）に関する項目	12
1. 警告内容とその理由	12
2. 禁忌内容とその理由（原則禁忌を含む）	12
3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由	13
4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由	13
5. 慎重投与内容とその理由	13
6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法	14

7. 相互作用	14
8. 副作用	16
9. 高齢者への投与	18
10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与	18
11. 小児等への投与	18
12. 臨床検査結果に及ぼす影響	18
13. 過量投与	18
14. 適用上の注意	18
15. その他の注意	18
16. その他	19
IX. 非臨床試験に関する項目	19
1. 薬理試験	19
2. 毒性試験	19
X. 管理的事項に関する項目	19
1. 規制区分	19
2. 有効期間又は使用期限	19
3. 貯法・保存条件	19
4. 薬剤取扱い上の注意点	19
5. 承認条件等	19
6. 包装	19
7. 容器の材質	20
8. 同一成分・同効薬	20
9. 国際誕生年月日	20
10. 製造販売承認年月日及び承認番号	20
11. 薬価基準収載年月日	20
12. 効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容	20
13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容	20
14. 再審査期間	20
15. 投薬期間制限医薬品に関する情報	20
16. 各種コード	20
17. 保険給付上の注意	20
XI. 文献	20
1. 引用文献	20
2. その他の参考文献	21
XII. 参考資料	21
1. 主な外国での発売状況	21
2. 海外における臨床支援情報	21
XIII. 備考	21
その他の関連資料	21

I. 概要に関する項目

1. 開発の経緯

本剤は、1錠中にトラマドール塩酸塩 37.5mg 及びアセトアミノフェン 325mg を含有する製剤である。本剤の有効成分であるトラマドール塩酸塩はオピオイドと非オピオイドの両方の性質を有し、アセトアミノフェンを含む配合錠は非がん性慢性疼痛や抜歯後の疼痛に有効とされている¹⁾。トラマドール塩酸塩／アセトアミノフェン配合錠は、本邦において、「非オピオイド鎮痛剤で治療困難な非がん性慢性疼痛及び抜歯後の疼痛における鎮痛」の効能・効果で 2011 年に上市されている。

丸石製薬株式会社では、トラマドール塩酸塩／アセトアミノフェン配合錠の後発医薬品であるトアラセット配合錠「マルイシ」の開発を企画し、2018 年 8 月に承認を取得した。

2. 製品の治療学的・製剤学的特性

- (1) トアラセット配合錠「マルイシ」は、1錠中にオピオイド（非麻薬）「トラマドール塩酸塩」37.5mg と解熱鎮痛剤「アセトアミノフェン」325mg を含有し、作用機序の異なる二つの成分を配合した鎮痛剤である。
- (2) トアラセット配合錠「マルイシ」は、以下の効能・効果を有している。
非オピオイド鎮痛剤で治療困難な下記疾患における鎮痛
非がん性慢性疼痛
抜歯後の疼痛
- (3) トアラセット配合錠「マルイシ」は診療報酬上の後発医薬品に該当する。（一般名：トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン配合錠）
- (4) トアラセット配合錠「マルイシ」は錠剤に印字を施し、錠剤識別性に配慮している。
- (5) トアラセット配合錠「マルイシ」は PTP 包装（100 錠（10 錠×10）、500 錠（10 錠×50））とバラ包装（300 錠）がある。
- (6) バラ包装（300 錠）のラベルは副片ラベルとなっている。（副片ラベルをキャップ天面に貼ることで、上から製品名の確認ができる。）
- (7) 本剤は使用成績調査等の副作用発現頻度が明確となる調査を実施していない。いずれも頻度は不明であるが、重大な副作用として、ショック、アナフィラキシー、痙攣、意識消失、依存性、中毒性表皮壊死融解症(Toxic Epidermal Necrolysis : TEN)、皮膚粘膜眼症候群(Stevens-Johnson 症候群)、急性汎発性発疹性膿疱症、間質性肺炎、間質性腎炎、急性腎障害、喘息発作の誘発、劇症肝炎、肝機能障害、黄疸、顆粒球減少症、呼吸抑制、薬剤性過敏症候群があらわれることがある。

II. 名称に関する項目

1. 販売名

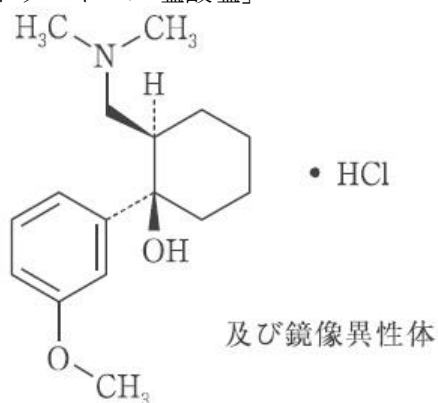
- (1) 和 名 トアラセット®配合錠「マルイシ」
- (2) 洋 名 TOARASET® Combination Tablets “Maruishi”
- (3) 名称の由来 日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会の配合剤統一ブランド名＋剤形＋会社名（屋号）に基づく。
「マルイシ」は丸石製薬株式会社の屋号である。

2. 一般名

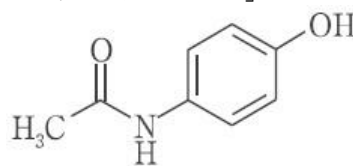
- (1) 和名（命名法）トラマドール塩酸塩（JAN）
アセトアミノフェン（JAN）
- (2) 洋名（命名法）Tramadol Hydrochloride（JAN, USP, EP）、Tramadol（INN）
Acetaminophen（JAN, USP）、Paracetamol（INN, EP）
- (3) ステム
トラマドール塩酸塩：鎮痛剤 -adol
アセトアミノフェン：不明

3. 構造式又は示性式

[トラマドール塩酸塩]



[アセトアミノフェン]



4. 分子式及び分子量

[トラマドール塩酸塩]

分子式： $C_{16}H_{25}NO_2 \cdot HCl$

分子量：299.84

[アセトアミノフェン]

分子式： $C_8H_9NO_2$

分子量：151.16

5. 化学名（命名法）

[トラマドール塩酸塩]

(1*RS*,2*RS*)-2-[(Dimethylamino)methyl]-1-(3-methoxyphenyl)cyclohexanol
monohydrochloride

[アセトアミノフェン]

N-(4-Hydroxyphenyl)acetamide

6. 慣用名、別名、略号、記号番号

一般名：アセトアミノフェン 別名：パラセタモール

7. CAS 登録番号

[トラマドール塩酸塩]

36282-47-0

[アセトアミノフェン]

103-90-2

Ⅲ. 有効成分に関する項目

1. 物理化学的性質

(1) 外観・性状

[トラマドール塩酸塩]

白色の結晶性の粉末である。

[アセトアミノフェン]

白色の結晶又は結晶性の粉末である。

(2) 溶解性

[トラマドール塩酸塩]

水に極めて溶けやすく、メタノール、エタノール(95)又は酢酸(100)に溶けやすい。

[アセトアミノフェン]

メタノール又はエタノール(95)に溶けやすく、水にやや溶けにくく、ジエチルエーテルに極めて溶けにくい。

水酸化ナトリウム試液に溶ける。

(3) 吸湿性

該当資料なし

(4) 融点（分解点）、沸点、凝固点

[トラマドール塩酸塩]

融点：180～184℃

[アセトアミノフェン]

融点：169～172℃

(5) 酸塩基解離定数

[トラマドール塩酸塩]

該当資料なし

[アセトアミノフェン]

pKa=9.5²⁾

(6) 分配係数

該当資料なし

(7) その他の主な示性値

該当資料なし

2. 有効成分の各種条件下における安定性

該当資料なし

3. 有効成分の確認試験法

[トラマドール塩酸塩]

日局「トラマドール塩酸塩」の確認試験による

(1) 紫外可視吸光度測定法

(2) 赤外吸収スペクトル測定法（塩化カリウム錠剤法）

(3) 塩化物の定性反応（2）

(1) 本品のエタノール(95)溶液(1→10000)につき、紫外可視吸光度測定法により吸収スペクトルを測定し、本品のスペクトルと本品の参照スペクトルを比較するとき、両者のスペクトルは同一波長のところに同様の強度の吸収を認める。

(2) 本品につき、赤外吸収スペクトル測定法の塩化カリウム錠剤法により試験を行い、本品のスペクトルと本品の参照スペクトルを比較するとき、両者のスペクトルは同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

(3) 本品の水溶液(1→100)は塩化物の定性反応（2）を呈する。

[定性反応] 塩化物

(2) 塩化物の溶液に硝酸銀試液を加えるとき、白色の沈殿を生じる。沈殿を分取し、この一部に希硝酸を加えても溶けない。また、他の一部に過量のアンモニア試液を加えるとき、溶ける。

[アセトアミノフェン]

日局「アセトアミノフェン」の確認試験による

赤外吸収スペクトル測定法（臭化カリウム錠剤法）

本品を乾燥し、赤外吸収スペクトル測定法の臭化カリウム錠剤法により試験を行い、本品のスペクトルと本品の参照スペクトル又は乾燥したアセトアミノフェン標準品のスペクトルを比較するとき、両者のスペクトルは同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

4. 有効成分の定量法

[トラマドール塩酸塩]

日局「トラマドール塩酸塩」の定量法による

電位差滴定法

本品約 0.18 g を精密に量り、酢酸(100) 25 mL に溶かし、無水酢酸 10 mL を加えた後、0.1 mol/L 過塩素酸で滴定する（電位差滴定法）。同様の方法で空試験を行い、補正する。

0.1 mol/L 過塩素酸 1 mL=29.98 mg C₁₆H₂₅NO₂・HCl

[アセトアミノフェン]

日局「アセトアミノフェン」の定量法による
紫外可視吸光度測定法

本品及びアセトアミノフェン標準品を乾燥し、その約 20 mg ずつを精密に量り、メタノール 2mL に溶かし、水を加えて正確に 100mL とする。これらの液 3mL ずつを正確に量り、水を加えて正確に 100 mL とし、試料溶液及び標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液につき、水を対照とし、紫外可視吸光度測定法により試験を行い、波長 244 nm における吸光度 A_T 及び A_S を測定する。

$$\text{アセトアミノフェン (C}_8\text{H}_9\text{NO}_2\text{) の量 (mg)} = M_S \times A_T / A_S$$

M_S : アセトアミノフェン標準品の秤取量 (mg)

IV. 製剤に関する項目

1. 剤形

(1) 剤形の区別、外観及び性状

販売名	トアラセット配合錠「マルイシ」		
剤形	フィルムコーティング錠		
色調	淡黄色		
外観	表面	裏面	側面
本体表示	トアラセット配合錠マルイシ		
直径 (mm)	長径: 15.6 短径: 6.4		
厚さ (mm)	5.1		
重量 (mg)	441		

(2) 製剤の物性

該当資料なし

(3) 識別コード

本体表示: トアラセット配合錠マルイシ

(4) pH、浸透圧比、粘度、比重、無菌の旨及び安定な pH 域等

該当しない

2. 製剤の組成

(1) 有効成分（活性成分）の含量

販売名	トアラセット配合錠「マルイシ」
有効成分・分量 (1 錠中)	日局トラマドール塩酸塩 37.5mg 日局アセトアミノフェン 325mg
添加物	粉末セルロース、アルファ化デンプン、デンプングリコール酸ナトリウム、トウモロコシデンプン、ステアリン酸マグネシウム、ヒプロメロース、酸化チタン、マクロゴール 400、黄色三二酸化鉄、ポリソルベート 80、カルナウバロウ

(2) 添加物

「IV. 2. (1) 有効成分（活性成分）の含量」の項参照

(3) その他

該当しない

3. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意

該当しない

4. 製剤の各種条件下における安定性

(1) 安定性試験³⁾

最終包装製品を用いた加速試験(40℃±2℃/75%R.H.±5%R.H.、6 ヶ月)の結果、トアラセツト配合錠「マルイシ」は通常の市場流通下において3年間安定であることが推測された。

試験の種類	保存条件	保存形態	保存期間	結果
加速試験	40℃±2℃/ 75%RH±5%RH	PTP包装：PTPシート バラ包装：ボトル	6 ヶ月	全ての試験項目において規格の範囲内であった。

試験項目：性状、確認試験、純度試験、製剤均一性、溶出性、定量法

RH：相対湿度

(2) 無包装状態での安定性⁴⁾

試験の種類	保存条件		保存形態	保存期間	結果
無包装状態での安定性	温度	40℃±2℃	褐色ガラス瓶 (密栓)	3 ヶ月	変化無し
	湿度	25℃±2℃/ 75%RH±5%RH	褐色ガラス瓶 (開放)	3 ヶ月	変化無し
	光	総照射量 120 万 lx・hr	φ15cm シャーレ (パラフィルムでシール)	—	変化無し

試験項目：性状、純度試験、溶出性、定量法、硬度

RH：相対湿度

(3) 分包状態での安定性⁵⁾

試験の種類	保存条件	保存形態	保存期間	結果
分包紙(未粉碎品)での安定性	25℃±2℃/ 60%RH±5%RH	分包紙 (未粉碎品)	3 ヶ月	変化無し

試験項目：性状、純度試験、溶出性、定量法、硬度

RH：相対湿度

5. 調製法及び溶解後の安定性

該当しない

6. 他剤との配合変化(物理化学的变化)

該当しない

7. 溶出性

後発医薬品の生物学的同等性試験ガイドラインに基づく溶出試験(溶出挙動の類似性)⁶⁾

「後発医薬品の生物学的同等性試験ガイドライン」に従い、トアラセツト配合錠「マルイシ」と標準製剤の溶出挙動の類似性について検討した。

試験製剤	トアラセツト配合錠「マルイシ」		
標準製剤	トラマドール塩酸塩 37.5mg 及びアセトアミノフェン 325mg を含有する配合錠		
試験法	日本薬局方一般試験法 溶出試験法 パドル法		
試験液温	37±0.5℃	試験液量	900mL
試験液	①pH1.2：日本薬局方の溶出試験第1液 ②pH5.0：薄めた McIlvaine の緩衝液* ③pH6.8：日本薬局方の溶出試験第2液 ④水 *0.05 mol/L リン酸一水素ナトリウムと 0.025mol/L クエン酸を用いて pH を調整		
回転数	毎分 50 回転 (50rpm)	試験回数	12 ベッセル
測定法	液体クロマトグラフィー		

判定基準

(1) トラマドール塩酸塩

標準製剤が 15 分以内に平均 85%以上溶出する場合：pH5.0、pH6.8 及び水／各 50rpm
試験製剤が 15 分以内に平均 85%以上溶出、あるいは 15 分における試験製剤の平均溶出率が標準製剤の平均溶出率±15%の範囲にある。
標準製剤が 15～30 分に平均 85%以上溶出する場合：pH1.2/50rpm
標準製剤の平均溶出率が 60%及び 85%付近となる適当な 2 時点において、試験製剤の平均溶出率が標準製剤の平均溶出率±15%の範囲、あるいは f2 関数の値が 42 以上である。

(2) アセトアミノフェン

標準製剤が 15 分以内に平均 85%以上溶出する場合：pH1.2、pH5.0、pH6.8 及び水／各 50rpm
試験製剤が 15 分以内に平均 85%以上溶出、あるいは 15 分における試験製剤の平均溶出率が標準製剤の平均溶出率±15%の範囲にある。

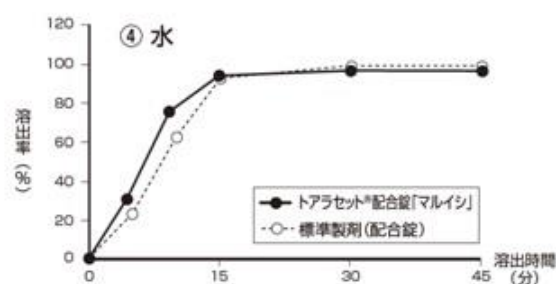
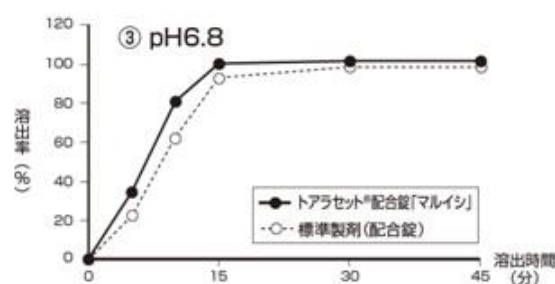
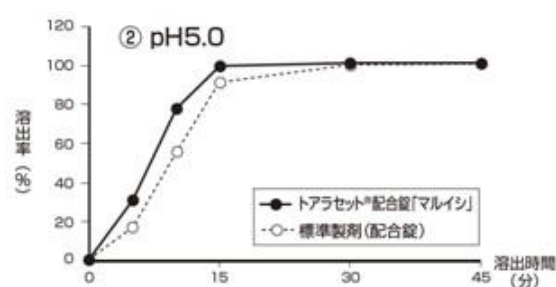
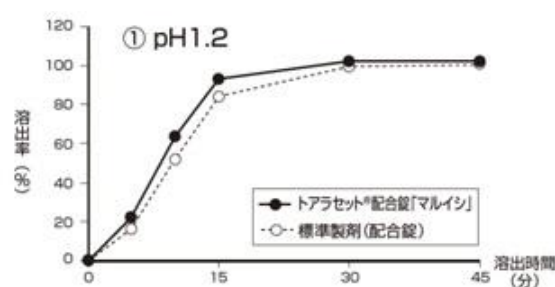
なお、パドル法、100rpm で実施すべき試験液（pH1.2）において、パドル法、50rpm で標準製剤及び試験製剤ともに 30 分以内に平均 85%以上溶出したため、同等性試験ガイドラインに従い 100rpm の試験は省略した。

結 果

トアラセット®配合錠「マルイシ」及び標準製剤のトラマドール塩酸塩、アセトアミノフェンそれぞれの判定時点における平均溶出率及び類似性の判定を表に示す。また試験液①～④それぞれの溶出挙動の比較を図に示す。

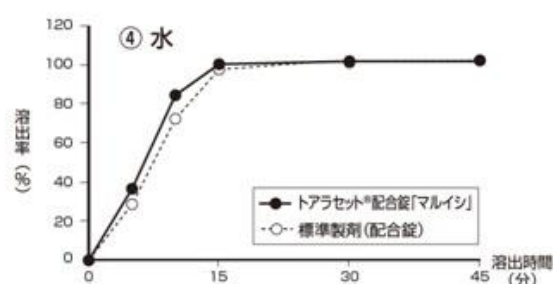
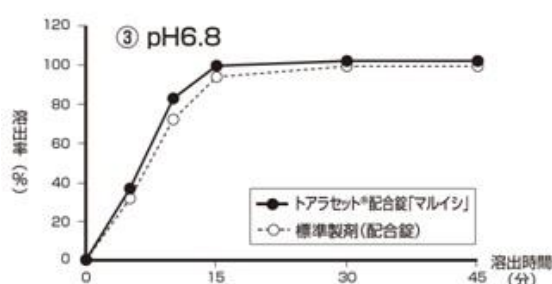
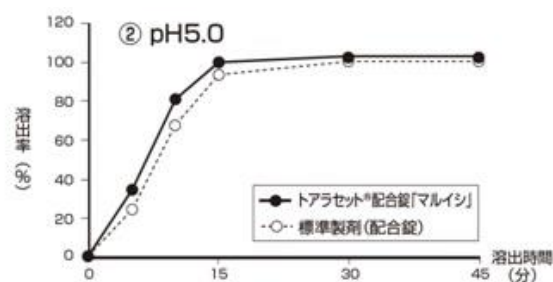
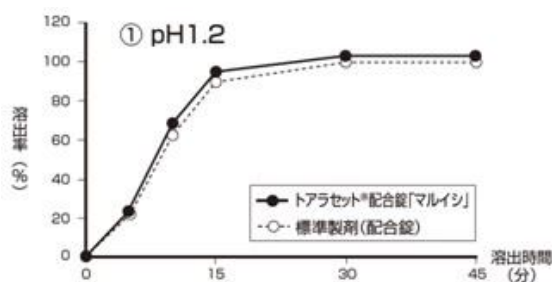
(1) トラマドール塩酸塩

試験条件			トラマドール塩酸塩の平均溶出率 (%)			類似性の判定
回転数	試験液	判定時点	試験製剤	標準製剤	差	
50rpm	①pH1.2	10 分	63.3	51.2	12.1	適合
		15 分	92.7	83.6	9.1	適合
	②pH5.0	15 分	99.1	90.6	—	適合
	③pH6.8	15 分	100.5	93.1	—	適合
	④水	15 分	95.0	93.8	—	適合



(2) アセトアミノフェン

試験条件			アセトアミノフェンの平均溶出率 (%)		類似性の判定
回転数	試験液	判定時点	試験製剤	標準製剤	
50rpm	①pH1.2	15 分	94.1	89.0	適合
	②pH5.0	15 分	98.9	92.8	適合
	③pH6.8	15 分	99.7	94.1	適合
	④水	15 分	99.6	97.0	適合



結 論

トアラセット配合錠「マルイシ」と標準製剤について、「後発医薬品の生物学的同等性試験ガイドライン」に従って溶出試験を実施した結果、両製剤の溶出挙動の類似性が確認された。

8. 生物学的試験法

該当しない

9. 製剤中の有効成分の確認試験法

液体クロマトグラフィー

10. 製剤中の有効成分の定量法

液体クロマトグラフィー

11. 力価

該当しない

12. 混入する可能性のある夾雑物

[トラマドール塩酸塩]

o-デスマethylトラマドール

[アセトアミノフェン]

p-アミノフェノール (4-アミノフェノール)、ジアセチル-4-アミノフェノール

13. 注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報

該当しない

14. その他

V. 治療に関する項目

1. 効能又は効果

非オピオイド鎮痛剤で治療困難な下記疾患における鎮痛

非がん性慢性疼痛

抜歯後の疼痛

【効能・効果に関連する使用上の注意】

慢性疼痛患者においては、その原因となる器質的病変、心理的・社会的要因、依存リスクを含めた包括的な診断を行い、本剤の投与の適否を慎重に判断すること。

2. 用法及び用量

非がん性慢性疼痛：

通常、成人には、1回1錠、1日4回経口投与する。投与間隔は4時間以上空けること。

なお、症状に応じて適宜増減するが、1回2錠、1日8錠を超えて投与しないこと。また、空腹時の投与は避けることが望ましい。

抜歯後の疼痛：

通常、成人には、1回2錠を経口投与する。

なお、追加投与する場合には、投与間隔を4時間以上空け、1回2錠、1日8錠を超えて投与しないこと。また、空腹時の投与は避けることが望ましい。

【用法・用量に関連する使用上の注意】

(1) 投与の継続

慢性疼痛患者において、本剤投与開始後4週間を経過してもなお期待する効果が得られない場合は、他の適切な治療への変更を検討すること。また、定期的に症状及び効果を確認し、投与の継続の必要性について検討すること。

(2) 投与の中止

慢性疼痛患者において、本剤の投与を必要としなくなった場合は、退薬症候の発現を防ぐために徐々に減量すること。

(3) 慢性疼痛患者で、アスピリン喘息又はその既往歴のある患者に対して本剤を投与する場合は、1回1錠とすること。

(解説)

(3) <医薬安通知による改訂> (2023年10月付「使用上の注意」改訂)

一般社団法人日本運動器疼痛学会より「アセトアミノフェン製剤添付文書の記載事項「禁忌」に関する要望について」を受け、厚生労働省にて国内外の成書・ガイドラインの記載状況、海外添付文書の記載状況、副作用報告の状況、関連する公表文献等の調査を踏まえ、禁忌に設定された集団への注意喚起の見直しが行われた。

改訂内容は薬事・食品衛生審議会（医薬品等安全対策部会安全対策調査会）〔URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji_127869.html〕令和5年度第4回及び第9回にて審議等され、医薬安通知が発出された。

これにより、アセトアミノフェン製剤の「使用上の注意」の「禁忌」の項から一部の患者集団での禁忌が解除され、アセトアミノフェン含有する配合剤である本剤においても、「アスピリン喘息又はその既往歴のある患者」のうち「非がん性慢性疼痛患者」については禁忌を解除し、「用法・用量に関連する注意」及び「慎重投与」の項で注意喚起を行うこととなった。（「Ⅷ. 5. 安全性（使用上の注意等）に関する項目」の項参照）

3. 臨床成績

(1) 臨床データパッケージ

該当資料なし

(2) 臨床効果

該当資料なし

(3) 臨床薬理試験

該当資料なし

(4) 探索的試験

該当資料なし

(5) 検証的試験

1) 無作為化並行用量反応試験

該当資料なし

2) 比較試験

- 該当資料なし
- 3) 安全性試験
該当資料なし
- 4) 患者・病態別試験
該当資料なし
- (6) 治療的使用
 - 1) 使用成績調査・特定使用成績調査（特別調査）・製造販売後臨床試験（市販後臨床試験）
該当資料なし
 - 2) 承認条件として実施予定の内容又は実施した試験の概要
該当しない

VI. 薬効薬理に関する項目

1. 薬理的に関連ある化合物又は化合物群

[トラマドール塩酸塩]

モルヒネ硫酸塩水和物、オキシコドン塩酸塩水和物、コデインリン酸塩水和物

[アセトアミノフェン]

アニリン系解熱鎮痛消炎剤

2. 薬理作用

(1) 作用部位・作用機序

(1) トラマドール⁷⁾

麻薬拮抗性、 μ 受容体の部分作動薬。各種癌や術後の鎮痛に用いる。依存性や精神作用が弱い。マウス及びラット (*in vivo*) における圧刺激法、熱板刺激法による鎮痛効果はモルヒネの 1/5～1/7、ペチジンの約 1/2、アミノピリンより数倍高く、ジヒドロコデインと同程度である。酢酸 *writhing* 法ではペチジン群に位置する。作用持続時間はペチジンよりはるかに長く、モルヒネとほぼ同等である（マウス・ラット *in vivo*）。

(2) アセトアミノフェン⁸⁾

シクロオキシゲナーゼ阻害作用は殆どなく、視床下部の体温調節中枢に作用して皮膚血管を拡張させて体温を下げる。鎮痛作用は視床と大脳皮質の痛覚閾値をたかめることによると推定される。

(2) 薬効を裏付ける試験成績

該当資料なし

(3) 作用発現時間・持続時間

該当資料なし

VII. 薬物動態に関する項目

1. 血中濃度の推移・測定法

(1) 治療上有効な血中濃度

該当資料なし

(2) 最高血中濃度到達時間

「VII. 1. (3) 臨床試験で確認された血中濃度」の項参照

(3) 臨床試験で確認された血中濃度

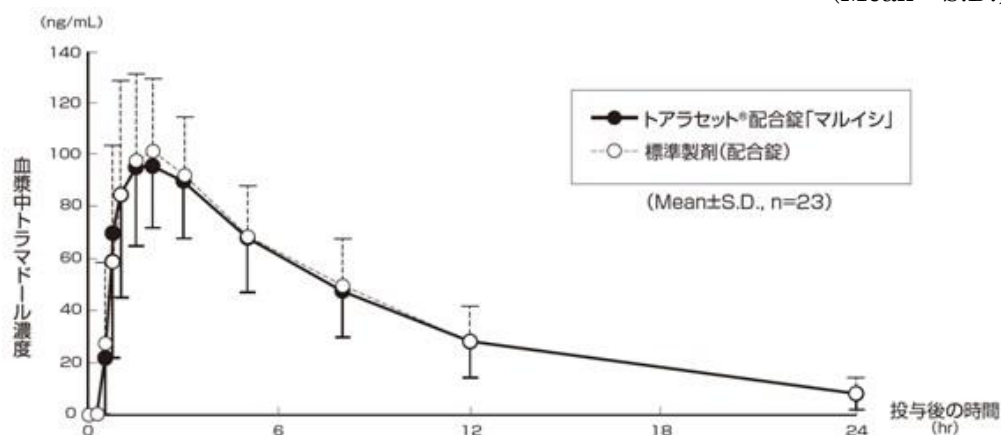
生物学的同等性試験⁹⁾

トアラセット配合錠「マルイシ」と標準製剤をクロスオーバー法によりそれぞれ 1 錠（トラマドール塩酸塩 37.5mg 及びアセトアミノフェン 325mg）健康成人男子(n=23)に絶食単回経口投与してトラマドール及びアセトアミノフェンの血漿中濃度を測定し、得られた薬物動態パラメータ(AUC、Cmax)について 90%信頼区間法にて統計解析を行った。その結果、いずれも $\log(0.80) \sim \log(1.25)$ の範囲内であり、両剤の生物学的同等性が確認された。

(1) トラマドール塩酸塩

	評価パラメータ		参考パラメータ	
	AUC _{0→24} (ng・hr/mL)	C _{max} (ng/mL)	T _{max} (hr)	t _{1/2} (hr)
トアラセット 配合錠「マルイシ」	918.7±317.7	112.1±29.7	1.72±0.82	5.7±1.1
標準製剤 (配合錠)	934.9±309.4	114.7±26.0	1.79±0.89	5.9±1.4

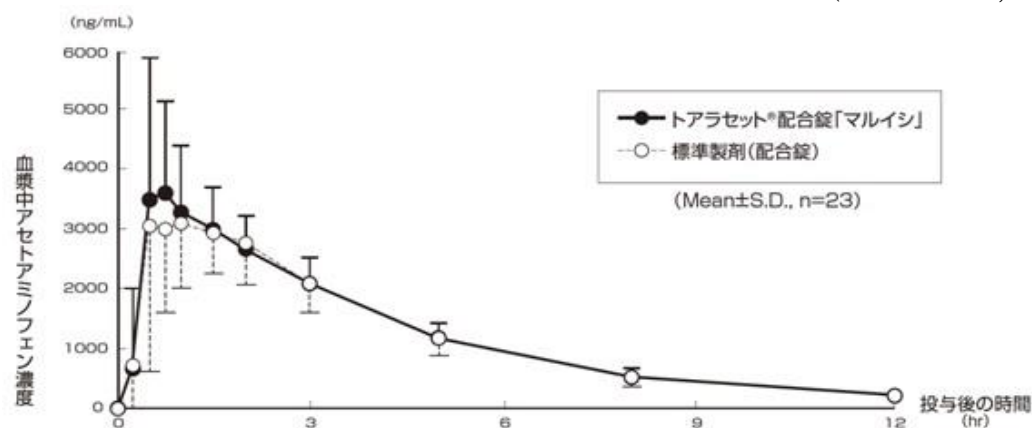
(Mean±S.D., n=23)



(2) アセトアミノフェン

	評価パラメータ		参考パラメータ	
	AUC _{0→12} (ng・hr/mL)	C _{max} (ng/mL)	T _{max} (hr)	t _{1/2} (hr)
トアラセット 配合錠「マルイシ」	14972±2893	4552±1512	1.11±0.79	2.9±0.3
標準製剤 (配合錠)	14814±2752	4360±1431	1.18±0.72	2.8±0.4

(Mean±S.D., n=23)



* 血漿中濃度並びに AUC、C_{max} 等のパラメータは、被験者の選択、体液の採取回数・時間等の試験条件によって異なる可能性がある。

(4) 中毒域

該当資料なし

(5) 食事・併用薬の影響

「Ⅷ. 安全性（使用上の注意等）に関する項目 7. 相互作用」の項参照

(6) 母集団（ポピュレーション）解析により判明した薬物体内動態変動要因

該当資料なし

2. 薬物速度論的パラメータ

(1) 解析方法

該当資料なし

(2) 吸収速度定数

該当資料なし

(3) バイオアベイラビリティ

「Ⅶ. 1. 血中濃度の推移・測定法 (3) 臨床試験で確認された血中濃度」の項参照

(4) 消失速度定数

健康成人男子 (n=23) にトアラセット配合錠「マルイシ」1錠を絶食単回経口投与

トラマドール塩酸塩 : $k_{el} \text{ (hr)} = 0.1263 \pm 0.0238$

アセトアミノフェン : $k_{el} \text{ (hr)} = 0.2456 \pm 0.0306$ (Mean $\pm$ S.D.)

(承認申請書添付資料：生物学的同等性試験データより)

(5) クリアランス

該当資料なし

(6) 分布容積

該当資料なし

(7) 血漿蛋白結合率

該当資料なし

3. 吸収

該当資料なし

4. 分布

(1) 血液－脳関門通過性

該当資料なし

(2) 血液－胎盤関門通過性

トラマドールは胎盤関門を通過し、新生児に痙攣発作、身体的依存及び退薬症候、並びに胎児死亡及び死産が報告されている。 (「Ⅷ. 安全性 (使用上の注意等)」に関する項目 10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与」の項参照)

(3) 乳汁への移行性

トラマドールは、乳汁中へ移行することが報告されている。 (「Ⅷ. 安全性 (使用上の注意等)」に関する項目 10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与」の項参照)

(4) 髄液への移行性

該当資料なし

(5) その他の組織への移行性

該当資料なし

5. 代謝

(1) 代謝部位及び代謝経路

該当資料なし

(2) 代謝に関与する酵素 (CYP450 等) の分子種

トラマドールは、主に薬物代謝酵素 (CYP2D6 及び CYP3A4) によって代謝される。

(3) 初回通過効果の有無及びその割合

該当資料なし

(4) 代謝物の活性の有無及び比率

該当資料なし

(5) 活性代謝物の速度論的パラメータ

該当資料なし

6. 排泄

(1) 排泄部位及び経路

該当資料なし

(2) 排泄率

該当資料なし

(3) 排泄速度

該当資料なし

7. トランスポーターに関する情報

該当資料なし

8. 透析等による除去率

該当資料なし

VIII. 安全性（使用上の注意等）に関する項目

1. 警告内容とその理由

【警告】

- (1) 本剤により重篤な肝障害が発現するおそれがあることに注意し、アセトアミノフェンの1日総量が 1500mg（本剤4錠）を超す高用量で長期投与する場合には、定期的に肝機能等を確認するなど、慎重に投与すること。（「VIII. 6. 重要な基本的注意（6）」の項参照）
- (2) 本剤とトラマドール又はアセトアミノフェンを含む他の薬剤（一般用医薬品を含む）との併用により、過量投与に至るおそれがあることから、これらの薬剤との併用を避けること。（「VIII. 13. 過量投与」の項参照）

2. 禁忌内容とその理由（原則禁忌を含む）

【禁忌（次の患者には投与しないこと）】

- (1) 12歳未満の小児〔「VIII. 11. 小児等への投与」の項参照〕
- (2) アルコール、睡眠剤、鎮痛剤、オピオイド鎮痛剤又は向精神薬による急性中毒患者〔中枢神経抑制及び呼吸抑制を悪化させるおそれがある。〕
- (3) モノアミン酸化酵素（MAO）阻害剤（セレギリン塩酸塩、ラサギリンメシル酸塩、サフィナミドメシル酸塩）を投与中の患者、又は投与中止後 14 日以内の患者（「VIII. 7. 相互作用」の項参照）
- (4) ナルメフェン塩酸塩を投与中の患者又は投与中止後 1 週間以内の患者（「VIII. 7. 相互作用」の項参照）
- (5) 治療により十分な管理がされていないがん患者〔症状が悪化するおそれがある。〕
- (6) 重篤な肝障害のある患者〔重篤な転帰をとるおそれがある（「VIII. 13. 過量投与」の項参照）。〕
- (7) 抜歯後の疼痛患者で、アスピリン喘息（非ステロイド性消炎鎮痛剤による喘息発作の誘発）又はその既往歴のある患者〔アスピリン喘息の発症にプロスタグランジン合成阻害作用が関与していると考えられる。〕
- (8) 本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者

（解説）

- (1) 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知（薬生安通知）に基づき、「重要な基本的注意」の一部記載内容（「重篤な呼吸抑制があらわれるおそれがあるので、12 歳未満の小児には投与しないこと。」）を「禁忌」の項に移行した。（2019 年 7 月付「使用上の注意」改訂）
- (3) 新たに承認されたサフィナミドメシル酸塩（エクフィナ錠）の添付文書との整合性を図るとともに用語の記載整備を行うため、「禁忌」及び「相互作用」の「併用禁忌」の項のモノアミン酸化酵素阻害剤（MAO 阻害剤）にサフィナミドメシル酸塩（エクフィナ錠）を追記した。
MAO 阻害剤であるサフィナミドメシル酸塩と本剤（有効成分のうちトラマドール塩酸塩）との併用により相加的に作用が増強され、中枢神経のセロトニンが蓄積すると考えられる。外国においてセロトニン症候群を含む中枢神経系、呼吸器系及び心血管系の重篤な副作用が報告されている。（2020 年 4 月付「使用上の注意」改訂）
- (4) 新たに承認されたナルメフェン塩酸塩（セリンクロ錠）の添付文書との整合性を図るため、「禁忌」及び「相互作用」の「併用禁忌」の項にナルメフェン塩酸塩（セリンクロ錠）を追記した。 μ オピオイド受容体拮抗剤であるナルメフェン塩酸塩が本剤（有効成分のうちトラマドール塩酸塩）に対して競合的に阻害することで、本剤の離脱症状を起こすおそれや、本剤の効果が減弱するおそれがある。（2020 年 4 月付「使用上の注意」改訂）
- (7) <医薬安通知による改訂>（2023 年 10 月付「使用上の注意」改訂）
一般社団法人日本運動器疼痛学会より「アセトアミノフェン製剤添付文書の記載事項「禁忌」に関する要望について」を受け、厚生労働省にて国内外の成書・ガイドラインの記載状況、海外添付文書の記載状況、副作用報告の状況、関連する公表文献等の調査を踏まえ、

禁忌に設定された集団への注意喚起の見直しが行われた。

改訂内容は薬事・食品衛生審議会（医薬品等安全対策部会安全対策調査会）〔URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji_127869.html〕令和5年度第4回及び第9回にて審議等され、医薬安通知が発出された。

これにより、アセトアミノフェン製剤の「使用上の注意」の「禁忌」の項から一部の患者集団での禁忌が解除され、アセトアミノフェンを含む配合剤である本剤においても、「アスピリン喘息又はその既往歴のある患者」のうち「非がん性慢性疼痛患者」については禁忌を解除し、「用法・用量に関連する注意」及び「慎重投与」の項で注意喚起を行うこととなり、「禁忌」の項に「抜歯後の疼痛患者」である旨、追記された。

3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由

「V. 治療に関する項目」を参照すること。

4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由

「V. 治療に関する項目」を参照すること。

5. 慎重投与内容とその理由

慎重投与（次の患者には慎重に投与すること）

- (1) オピオイド鎮痛剤を投与中の患者〔痙攣閾値の低下や呼吸抑制の増強を来すおそれがある。（「Ⅷ. 7. 相互作用」の項参照）〕
- (2) てんかん等の痙攣性疾患又はこれらの既往歴のある患者、あるいは痙攣発作の危険因子（頭部外傷、代謝異常、アルコール又は薬物の離脱症状、中枢性感染症等）を有する患者〔痙攣発作を誘発することがあるので、本剤投与中は観察を十分に行うこと。〕
- (3) 呼吸抑制状態にある患者〔呼吸抑制を増強するおそれがある。〕
- (4) 脳に器質的障害のある患者〔呼吸抑制や頭蓋内圧の上昇を来すおそれがある。〕
- (5) 薬物の乱用又は薬物依存傾向のある患者〔依存性を生じやすい。〕
- (6) オピオイド鎮痛剤に対し過敏症の既往歴のある患者
- (7) ショック状態にある患者〔循環不全や呼吸抑制を増強するおそれがある。〕
- (8) 肝障害又はその既往歴のある患者〔肝機能が悪化するおそれがある。また、高い血中濃度が持続し、作用及び副作用が増強するおそれがある。（「Ⅷ. 13. 過量投与」の項参照）〕
- (9) 腎障害又はその既往歴のある患者〔投与量の減量、投与間隔の延長を考慮すること。症状が悪化又は再発を促すおそれがある。また、高い血中濃度が持続し、作用及び副作用が増強するおそれがある。〕
- (10) 消化性潰瘍又はその既往歴のある患者〔症状が悪化又は再発を促すおそれがある。〕
- (11) 血液の異常又はその既往歴のある患者〔症状が悪化又は再発を促すおそれがある。〕
- (12) 出血傾向のある患者〔血小板機能異常が起こることがある。〕
- (13) 心機能異常のある患者〔症状が悪化又は心不全が増悪するおそれがある。〕
- (14) 気管支喘息のある患者〔症状が悪化するおそれがある。〕
- (15) アルコール多量常飲者〔肝障害があらわれやすくなる。（「Ⅷ. 7. 相互作用」の項参照）〕
- (16) 絶食・低栄養状態・摂食障害等によるグルタチオン欠乏、脱水症状のある患者〔肝障害があらわれやすくなる。〕
- (17) 高齢者〔「Ⅷ. 9. 高齢者への投与」の項参照〕
- (18) 慢性疼痛患者で、アスピリン喘息（非ステロイド性消炎鎮痛剤による喘息発作の誘発）又はその既往歴のある患者〔本剤を用いず、個別のアセトアミノフェン製剤を用いた用量調節を考慮すること。アスピリン喘息又はその既往歴のある患者では、アセトアミノフェンの1回あたりの最大用量は300mg以下とされているが、本剤は1錠中にアセトアミノフェンを325mg含有している。アスピリン喘息の発症にプロスタグランジン合成阻害作用が関与していると考えられ、症状が悪化又は再発を促すおそれがある。〕

（解説）

- (8) 2023年10月付「使用上の注意」改訂に伴い、「腎障害又はその既往歴のある患者」への注意喚起は(9)へ移行し、記載を見直した。（2023年10月付「使用上の注意」改訂）

- (9) (10) (11) (13) (18)

＜医薬安通知による改訂＞（2023年10月付「使用上の注意」改訂）

一般社団法人日本運動器疼痛学会より「アセトアミノフェン製剤添付文書の記載事項「禁忌」に関する要望について」を受け、厚生労働省にて国内外の成書・ガイドラインの記載状況、海外添付文書の記載状況、副作用報告の状況、関連する公表文献等の調査を踏まえ、禁忌に設定された集団への注意喚起の見直しが行われた。

改訂内容は薬事・食品衛生審議会（医薬品等安全対策部会安全対策調査会）〔URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji_127869.html〕令和5年度第4回及び第9回にて審議等され、医薬安通知が発出された。

これにより、アセトアミノフェン製剤の「使用上の注意」の「禁忌」の項から一部の患者集団での禁忌が解除され、アセトアミノフェンを含有する配合剤である本剤でも、「重篤な腎障害のある患者」「消化性潰瘍のある患者」「重篤な血液の異常のある患者」「重篤な心機能不全のある患者」について禁忌を解除し、「慎重投与」の項で従来からの注意喚起とあわせ、記載を見直した。

また、「アスピリン喘息又はその既往歴のある患者」のうち「非がん性慢性疼痛患者」については禁忌を解除し、「用法・用量に関連する注意」及び「慎重投与」の項で注意喚起を行うこととなった。（「V. 2. 用法及び用量」の項参照）

6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法

重要な基本的注意

- (1) 本剤は、1錠中にトラマドール塩酸塩（37.5mg）及びアセトアミノフェン（325mg）を含む配合剤であり、トラマドールとアセトアミノフェン双方の副作用が発現するおそれがあるため、適切に本剤の使用を検討すること。
- (2) 連用により薬物依存を生じることがあるので、観察を十分に行い、慎重に投与すること。（「VIII. 8. 副作用（1）重大な副作用」の項参照）
- (3) 悪心、嘔吐、便秘等の症状があらわれることがあるので、観察を十分に行い、悪心・嘔吐に対する対策として制吐剤の併用を、便秘に対する対策として緩下剤の併用を考慮するなど、適切な処置を行うこと。
- (4) 眠気、めまい、意識消失が起こることがあるので、本剤投与中の患者には自動車の運転等危険を伴う機械の操作に従事させないように注意すること。なお、意識消失により自動車事故に至った例も報告されている。
- (5) 感染症を不顕性化するおそれがあるので、観察を十分に行うこと。
- (6) 重篤な肝障害が発現するおそれがあるので注意すること。アセトアミノフェンの1日総量が1500mg（本剤4錠）を超す高用量で長期投与する場合には定期的に肝機能検査を行い、患者の状態を十分に観察すること。高用量でなくとも長期投与する場合にあっては定期的に肝機能検査を行うことが望ましい。また、高用量で投与する場合などは特に患者の状態を十分に観察するとともに、異常が認められた場合には、減量、休薬等の適切な措置を講じること。
- (7) 鎮痛剤による治療は原因療法ではなく、対症療法であることに留意すること。
- (8) 重篤な呼吸抑制のリスクが増加するおそれがあるので、18歳未満の肥満、閉塞性睡眠時無呼吸症候群又は重篤な肺疾患を有する患者には投与しないこと。

7. 相互作用

(1) 併用禁忌とその理由

併用禁忌（併用しないこと）

薬剤名等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子
MAO阻害剤 セレギリン塩酸塩 (エフピー) ラサギリンメシル酸塩 (アジレクト) サフィナミドメシル酸塩 (エクフィナ)	外国において、セロトニン症候群（錯乱、激越、発熱、発汗、運動失調、反射異常亢進、ミオクロヌス、下痢等）を含む中枢神経系（攻撃的行動、固縮、痙攣、昏睡、頭痛）、呼吸器系（呼吸抑制）及び心血管系（低血圧、高血圧）の重篤な副作用が報告されている。MAO阻害剤を投与中の患者又は投与中止後14日以内の患者には投与しないこと。また、本剤投与中止後にMAO阻害剤の投与を開始する場合には、2～3日間の間隔を空けることが望ましい。	相加的に作用が増強され、また、中枢神経のセロトニンが蓄積すると考えられる。

薬剤名等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子
ナルメフェン塩酸塩 (セリンクロ)	離脱症状を起こすおそれがある。 また、鎮痛作用が減弱するおそれがある。ナルメフェン塩酸塩を投与中の患者又は投与中止後 1 週間以内の患者には投与しないこと。	μ オピオイド受容体への競合的阻害による。

(解説)

- ・新たに承認されたサフィナミドメシル酸塩（エクフィナ錠）の添付文書との整合性を図るとともに用語の記載整備を行うため、「禁忌」及び「相互作用」の「併用禁忌」の項のモノアミン酸化酵素阻害剤（MAO 阻害剤）にサフィナミドメシル酸塩（エクフィナ錠）を追記した。MAO 阻害剤であるサフィナミドメシル酸塩と本剤（有効成分のうちトラマドール塩酸塩）との併用により相加的に作用が増強され、中枢神経のセロトニンが蓄積すると考えられる。外国においてセロトニン症候群を含む中枢神経系、呼吸器系及び心血管系の重篤な副作用が報告されている。（2020 年 4 月付「使用上の注意」改訂）
- ・新たに承認されたナルメフェン塩酸塩（セリンクロ錠）の添付文書との整合性を図るため、「禁忌」及び「相互作用」の「併用禁忌」の項にナルメフェン塩酸塩（セリンクロ錠）を追記した。 μ オピオイド受容体拮抗剤であるナルメフェン塩酸塩が本剤（有効成分のうちトラマドール塩酸塩）に対して競合的に阻害することで、本剤の離脱症状を起こすおそれや、本剤の効果が減弱するおそれがある。（2020 年 4 月付「使用上の注意」改訂）

(2) 併用注意とその理由

併用注意（併用に注意すること）		
薬剤名等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子
オピオイド鎮痛剤 中枢神経抑制剤 フェノチアジン系薬剤 催眠鎮静剤等	痙攣閾値の低下や呼吸抑制の増強を来すおそれがある。	中枢神経抑制作用が相加的に増強されと考えられる。
三環系抗うつ剤 セロトニン作用薬 選択的セロトニン再取り込み阻害剤(SSRI)等	セロトニン症候群（錯乱、激越、発熱、発汗、運動失調、反射異常亢進、ミオクロヌス、下痢等）があらわれるおそれがある。また、痙攣発作の危険性を増大させるおそれがある。	相加的に作用が増強され、また、中枢神経のセロトニンが蓄積すると考えられる。
リネゾリド		リネゾリドの非選択的、可逆的 MAO 阻害作用により、相加的に作用が増強され、また、中枢神経のセロトニンが蓄積すると考えられる。
カルバマゼピン フェノバルビタール フェニトイン プリミドン リファンピシン イソニアジド	トラマドールの血中濃度が低下し作用が減弱する可能性がある。 また、これらの薬剤の長期連用者では肝代謝酵素が誘導され、アセトアミノフェン代謝物による肝障害を生じやすくなるとの報告がある。	これらの薬剤の肝代謝酵素誘導作用により、トラマドールの代謝が促進される。また、アセトアミノフェンから肝毒性を持つ N -アセチル-p -ベンゾキノニンイミンへの代謝が促進される。
アルコール（飲酒）	呼吸抑制が生じるおそれがある。 また、アルコール多量常飲者がアセトアミノフェンを服用したところ肝不全を起こしたとの報告がある。	相加的に作用が増強されと考えられる。 アルコール常飲による CYP2E1 の誘導により、アセトアミノフェンから肝毒性を持つ N -アセチル-p -ベンゾキノニンイミンへの代謝が促進される。
キニジン	相互に作用が増強するおそれがある。	機序不明

薬剤名等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子
クマリン系抗凝血剤 ワルファリン	出血を伴うプロトロンビン時間の延長等のクマリン系抗凝血剤の作用を増強することがある。	機序不明
ジゴキシン	ジゴキシン中毒が発現したとの報告がある。	
オンダンセトロン塩酸塩水和物	本剤の鎮痛作用を減弱させるおそれがある。	本剤の中枢におけるセロトニン作用が抑制されると考えられる。
ブプレノルフィンペンタゾシン等	本剤の鎮痛作用を減弱させるおそれがある。 また、退薬症候を起こすおそれがある。	本剤が作用する μ -オピオイド受容体の部分アゴニストであるため。
エチニルエストラジオール含有製剤	アセトアミノフェンの血中濃度が低下するおそれがある。	エチニルエストラジオールは肝におけるアセトアミノフェンのグルクロン酸抱合を促進すると考えられる。
	エチニルエストラジオールの血中濃度が上昇するおそれがある。	アセトアミノフェンはエチニルエストラジオールの硫酸抱合を阻害すると考えられる。

8. 副作用

(1) 副作用の概要

本剤は使用成績調査等の副作用発現頻度が明確となる調査を実施していない。

(2) 重大な副作用と初期症状

重大な副作用（頻度不明）

- ショック、アナフィラキシー**：ショック、アナフィラキシー（呼吸困難、喘鳴、血管浮腫、蕁麻疹等）があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には直ちに投与を中止し、適切な処置を行うこと。
- 痙攣**：痙攣があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。
- 意識消失**：意識消失があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。
- 依存性**：長期使用時に、耐性、精神的依存及び身体的依存が生じることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止すること。本剤の中止又は減量時において、激越、不安、神経過敏、不眠症、運動過多、振戦、胃腸症状、パニック発作、幻覚、錯感覚、耳鳴等の退薬症候が生じることがあるので、適切な処置を行うこと。また、薬物乱用又は薬物依存傾向のある患者では、厳重な医師の管理下に、短期間に限って投与すること。
- 中毒性表皮壊死融解症（Toxic Epidermal Necrolysis：TEN）、皮膚粘膜眼症候群（Stevens-Johnson 症候群）、急性汎発性発疹性膿疱症**：中毒性表皮壊死融解症、皮膚粘膜眼症候群、急性汎発性発疹性膿疱症があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。
- 間質性肺炎**：間質性肺炎があらわれることがあるので、観察を十分に行い、咳嗽、呼吸困難、発熱、肺音の異常等が認められた場合には、速やかに胸部 X 線、胸部 CT、血清マーカー等の検査を実施すること。異常が認められた場合には投与を中止し、副腎皮質ホルモン剤の投与等の適切な処置を行うこと。
- 間質性腎炎、急性腎障害**：間質性腎炎、急性腎障害があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。
- 喘息発作の誘発**：喘息発作を誘発することがある。
- 劇症肝炎、肝機能障害、黄疸**：劇症肝炎、AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GTP の上昇等を伴う肝機能障害、黄疸があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。
- 顆粒球減少症**：顆粒球減少症があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。

- 11) **呼吸抑制**：呼吸抑制があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には本剤の投与を中止し、適切な処置を行うこと（「Ⅷ. 13. 過量投与」の項参照）。
- 12) **薬剤性過敏症症候群**：初期症状として発疹、発熱がみられ、更に肝機能障害、リンパ節腫脹、白血球増加、好酸球増多、異型リンパ球出現等を伴う遅発性の重篤な過敏症状があらわれることがある。なお、ヒトヘルペスウイルス 6（HHV-6）等のウイルスの再活性化を伴うことが多く、投与中止後も発疹、発熱、肝機能障害等の症状が再燃あるいは遷延化することがあるので注意すること。

（解説）

- 12) 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知（以下「薬生安通知」）により「使用上の注意」の「重大な副作用」の項に「薬剤性過敏症症候群」に関する注意喚起を追記した。（2023 年 1 月付「使用上の注意」改訂）

(3) その他の副作用

	頻度不明
感染症及び寄生虫症	腎盂腎炎
血液及びリンパ系障害	貧血
代謝及び栄養障害	食欲不振、高脂血症、低血糖症
精神障害	不眠症、不安、幻覚、錯乱 ^{注1)} 、多幸症 ^{注1)} 、神経過敏 ^{注1)} 、健忘 ^{注1)} 、離人症 ^{注1)} 、うつ病 ^{注1)} 、薬物乱用 ^{注1)} 、インポテンス ^{注1)} 、悪夢 ^{注1)} 、異常思考 ^{注1)} 、せん妄 ^{注1)}
神経系障害	傾眠、浮動性めまい、頭痛、味覚異常、筋緊張亢進、感覚鈍麻、錯感覚、注意力障害、振戦、筋不随意運動、第 4 脳神経麻痺、片頭痛、運動失調 ^{注1)} 、昏迷 ^{注1)} 、会話障害 ^{注1)} 、運動障害 ^{注1)}
眼障害	視覚異常、縮瞳 ^{注1)} 、散瞳 ^{注1)}
耳及び迷路障害	耳不快感、耳鳴、回転性めまい
心臓障害	動悸、不整脈 ^{注1)} 、頻脈 ^{注1)}
血管障害	高血圧、ほてり、低血圧 ^{注1)} 、起立性低血圧 ^{注1)}
呼吸器、胸郭及び縦隔障害	呼吸困難、嘔声
胃腸障害	悪心、嘔吐、便秘、胃不快感、腹痛、下痢、口内炎、口内乾燥、消化不良、胃炎、逆流性食道炎、口唇炎、胃腸障害、腹部膨満、胃潰瘍、鼓腸、メレナ、上部消化管出血、嚥下障害 ^{注1)} 、舌浮腫 ^{注1)}
肝胆道系障害	肝機能検査異常
皮膚及び皮下組織障害	そう痒症、発疹、多汗症、冷汗
腎及び尿路障害	排尿困難、アルブミン尿、尿閉、乏尿 ^{注1)}
全身障害及び投与局所様態	異常感、口渇、倦怠感、発熱、浮腫、胸部不快感、無力症、悪寒、疲労 ^{注1)} 、胸痛 ^{注1)} 、失神 ^{注1)} 、離脱症候群 ^{注1)}
臨床検査	体重減少、血中 CPK 増加、血中尿素増加、血中トリグリセリド増加、血中ビリルビン増加、尿中血陽性、尿中ブドウ糖陽性、好酸球数増加、白血球数増加、ヘモグロビン減少、尿中蛋白陽性、血中クレアチニン増加、血中ブドウ糖増加、血小板数増加、血中クレアチニン減少、血中尿酸増加、好中球百分率増加
傷害、中毒及び処置合併症	転倒・転落

注 1) 外国で報告されており、国内でも発生が予測される副作用

(4) 項目別副作用発現頻度及び臨床検査値異常一覧

該当資料なし

(5) 基礎疾患、合併症、重症度及び手術の有無等背景別の副作用発現頻度

該当資料なし

(6) 薬物アレルギーに対する注意及び試験法

「Ⅷ. 1. 警告内容とその理由 (2)」

「Ⅷ. 2. 禁忌内容とその理由 (原則禁忌を含む) (7) (8)」

「Ⅷ. 5. 慎重投与内容とその理由 (6) (18)」

「Ⅷ. 8. 副作用 (2) 重大な副作用と初期症状 1) 5) 8) 12)」 の項参照

9. 高齢者への投与

一般的に高齢者では生理機能が低下していることが多く、代謝・排泄が遅延し副作用があらわれやすいので、患者の状態を観察しながら慎重に投与すること。

10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与

- (1) 妊婦又は妊娠している可能性のある婦人には、治療上の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ投与すること。[妊娠中の投与に関する安全性は確立していない。トラマドールは胎盤関門を通過し、新生児に痙攣発作、身体的依存及び退薬症候、並びに胎児死亡及び死産が報告されている。また、動物実験で、トラマドールは器官形成、骨化及び出生児の生存に影響を及ぼすことが報告されている。]
- (2) 妊娠後期の婦人へのアセトアミノフェンの投与により胎児に動脈管収縮を起こすことがある。
- (3) アセトアミノフェンは妊娠後期のラットで胎児に軽度の動脈管収縮を起こすことが報告されている。
- (4) 授乳中の婦人に投与することを避け、やむを得ず投与する場合には、授乳を中止すること。[トラマドールは、乳汁中へ移行することが報告されている。]

11. 小児等への投与

12 歳未満の小児には投与しないこと。[海外において、12 歳未満の小児で死亡を含む重篤な呼吸抑制のリスクが高いとの報告がある。]
12 歳以上の小児における安全性は確立していない。

12. 臨床検査結果に及ぼす影響

該当資料なし

13. 過量投与

徴候、症状：

トラマドールの過量投与による重篤な症状は、呼吸抑制、嗜眠、昏睡、痙攣発作、心停止である。アセトアミノフェンの大量投与により、肝毒性のおそれがある。また、アセトアミノフェンの過量投与時に肝臓・腎臓・心筋の壊死が起こったとの報告がある。過量投与による主な症状は、胃腸過敏症、食欲不振、悪心、嘔吐、倦怠感、蒼白、発汗等である。

処置：

緊急処置として、気道を確保し、症状に応じた呼吸管理と循環の管理を行うこと。必要に応じて活性炭の投与等適切な処置を行う。

トラマドールの過量投与による呼吸抑制等の症状が疑われる場合には、ナロキソンが有効な場合があるが、痙攣発作を誘発するおそれがある。また、トラマドールは透析によりほとんど除去されない。

アセトアミノフェンの過量投与による症状が疑われる場合には、アセチルシステインの投与を考慮すること。

14. 適用上の注意

薬剤交付時

- (1) PTP 包装の薬剤は PTP シートから取り出して服用するよう指導すること。[PTP シートの誤飲により、硬い鋭角部が食道粘膜へ刺入し、更には穿孔をおこして縦隔洞炎等の重篤な合併症を併発することが報告されている。]
- (2) 小児の手の届かない所に保管するよう指導すること。

15. その他の注意

- (1) アセトアミノフェンの類似化合物（フェナセチン）の長期投与により、血色素異常を起こすことがある。
- (2) 腎盂及び膀胱腫瘍の患者を調査したところ、類似化合物（フェナセチン）製剤を長期・大量に使用（例：総服用量 1.5～27kg、服用期間 4～30 年）していた人が多いとの報告がある。また、類似化合物（フェナセチン）の長期・大量投与した動物実験で、腫瘍発生が認められたとの報告がある。
- (3) 非ステロイド性消炎鎮痛剤を長期投与されている女性において、一時的な不妊が認められ

- たとの報告がある。
- (4) 遺伝的に CYP2D6 の活性が過剰であることが判明している患者 (Ultra-rapid Metabolizer) では、トラマドールの活性代謝物の血中濃度が上昇し、呼吸抑制等の副作用が発現しやすくなるおそれがある。

16. その他

IX. 非臨床試験に関する項目

1. 薬理試験

- (1) 薬効薬理試験 (「VI. 薬効薬理に関する項目」参照)
- (2) 副次的薬理試験
該当資料なし
- (3) 安全性薬理試験
該当資料なし
- (4) その他の薬理試験
該当資料なし

2. 毒性試験

- (1) 単回投与毒性試験
該当資料なし
- (2) 反復投与毒性試験
該当資料なし
- (3) 生殖発生毒性試験
該当資料なし
- (4) その他の特殊毒性
該当資料なし

X. 管理的事項に関する項目

1. 規制区分

劇薬、処方箋医薬品^{注)} 注) 注意－医師等の処方箋により使用すること

2. 有効期間又は使用期限

使用期限：3 年（ケース等に表示の使用期限を参照すること）（安定性試験結果に基づく）

3. 貯法・保存条件

貯 法：気密容器、室温保存

4. 薬剤取扱い上の注意点

- (1) 薬局での取り扱い上の留意点について
該当資料なし
- (2) 薬剤交付時の取扱いについて（患者等に留意すべき必須事項等）
「VIII. 安全性（使用上の注意等）に関する項目 14. 適用上の注意」の項参照
患者向医薬品ガイド：有り
くすりのしおり：有り
- (3) 調剤時の留意点について
該当資料なし

5. 承認条件等

該当しない

6. 包装

PTP 包装：100 錠（10 錠×10）、500 錠（10 錠×50）
バラ包装：300 錠

7. 容器の材質

PTP 包装

PVC (ポリ塩化ビニル)、金属 (アルミニウム箔)

バラ包装

ボトル : PE (ポリエチレン)、キャップ : PP (ポリプロピレン)、詰め物 : PE (ポリエチレン)

8. 同一成分・同効薬

[トラマドール塩酸塩／アセトアミノフェン配合錠]

同一成分薬 : トラムセット®配合錠 (ヤンセンファーマ)、トアラセット配合錠 (各社)

[トラマドール塩酸塩]

同一成分薬 : ワントラム錠®100mg、トラマール®OD 錠 25mg・50mg、トラマール®注 100 (日本新薬)

同 効 薬 : フェンタニル、モルヒネ硫酸塩水和物、オキシコドン塩酸塩水和物、コデインリン酸塩水和物

[アセトアミノフェン]

同一成分薬 : アセトアミノフェン錠 (各社)、アセトアミノフェン<ハチ>、その他 アセトアミノフェン製剤

同 効 薬 : アスピリン、イブプロフェン、ジクロフェナクナトリウム など

9. 国際誕生年月日

不明

10. 製造販売承認年月日及び承認番号

製造販売承認年月日 : 2018 年 8 月 15 日

承認番号 : 23000AMX00742

11. 薬価基準収載年月日

薬価基準収載年月日 : 2018 年 12 月 14 日

12. 効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容

該当しない

13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容

該当しない

14. 再審査期間

該当しない

15. 投薬期間制限医薬品に関する情報

本剤は投薬期間に関する制限は定められていない。

ただし、「Ⅷ. 15. その他の注意」の項 1) 2) 3) に長期投与に関する注意喚起の記載がある。

16. 各種コード

製品名	HOT (9 桁) 番号	厚生労働省薬価基準 収載医薬品コード	レセプト電算コード
トアラセット®配合錠 「マルイシ」	126491301	1149117F1021	622649101

17. 保険給付上の注意

本剤は診療報酬上の後発医薬品である。

XI. 文献

1. 引用文献

1) 田中千賀子 他編 : NEW 薬理学, 改訂第 7 版. 南江堂, 東京, 2017, 367.

2) Ameer B, et al. : Ann Intern Med 1977 ; 87 : 202-9. [M0080190]

3) 丸石製薬株式会社 社内資料 : トアラセット配合錠「マルイシ」安定性試験 (加速試験)

- 4) 丸石製薬株式会社 社内資料：トアラセット配合錠「マルイシ」安定性試験（無包装状態）
- 5) 丸石製薬株式会社 社内資料：トアラセット配合錠「マルイシ」安定性試験（分包紙（未粉碎））
- 6) 丸石製薬株式会社 社内資料：トアラセット配合錠「マルイシ」溶出試験
- 7) 日本薬局方解説書編集委員会：第十七改正日本薬局方第一追補解説書. 廣川書店, 東京, 2017, C105-10.
- 8) 日本薬局方解説書編集委員会：第十七改正日本薬局方解説書. 廣川書店, 東京, 2016, C126-30.
- 9) 丸石製薬株式会社 社内資料：トアラセット配合錠「マルイシ」生物学的同等性試験

2. その他の参考文献

該当資料なし

XII. 参考資料

1. 主な外国での発売状況

該当資料なし

2. 海外における臨床支援情報

妊婦に関する海外情報（オーストラリアの分類）

本邦における使用上の注意「妊婦、産婦、授乳婦等への投与」の項の記載は以下の通りであり、オーストラリアの分類とは異なる。

【使用上の注意】「妊婦、産婦、授乳婦等への投与」

- (1) 妊婦又は妊娠している可能性のある婦人には、治療上の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ投与すること。[妊娠中の投与に関する安全性は確立していない。トラマドールは胎盤関門を通過し、新生児に痙攣発作、身体的依存及び退薬症候、並びに胎児死亡及び死産が報告されている。また、動物実験で、トラマドールは器官形成、骨化及び出生児の生存に影響を及ぼすことが報告されている。]
- (2) 妊娠後期の婦人へのアセトアミノフェンの投与により胎児に動脈管収縮を起こすことがある。
- (3) アセトアミノフェンは妊娠後期のラットで胎児に軽度の動脈管収縮を起こすことが報告されている。
- (4) 授乳中の婦人に投与することを避け、やむを得ず投与する場合には、授乳を中止すること。[トラマドールは、乳汁中へ移行することが報告されている。]

	分類
オーストラリアの分類： An Australian categorisation of risk of drug use in pregnancy	paracetamol/tramadol C（2023年10月）

カテゴリーC

Drugs which, owing to their pharmacological effects, have caused or may be suspected of causing, harmful effects on the human fetus or neonate without causing malformations. These effects may be reversible. Accompanying texts should be consulted for further details.

XIII. 備考

その他の関連資料

該当資料なし

